

厚生保健委員会

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業について

こども家庭部幼児教育・保育課

1 概要

内閣府の「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」に基づき、保育士・幼稚園教諭等を対象に賃金の引上げ補助を実施し、処遇改善を図る。

2 背景

- ・国の令和3年度補正予算において、「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」の実施が決定され、令和4年2月から事業が開始される。
- ・本事業の要件として、保育施設等では、令和4年2月分から保育士等の賃金改善を実施することが前提であり、資金確保や支給体制の整備が必要であることから、予算を事前流用し、早急に保育施設等へ事業内容を周知し、準備期間を確保する。

3 事業内容

保育士や幼稚園教諭等を対象に、賃上げ効果が継続される取組みを行うことを前提して、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げた保育施設等に対して、その費用を補助する。

<対象施設・金額>

特定教育・保育施設

認定こども園（69施設）	: 20,828,220円×2月=41,656,440円
保育所（43施設）	: 9,475,030円×2月=18,950,060円
幼稚園（新制度）（9施設）	: 1,891,160円×2月= 3,782,320円

特定地域型保育事業

小規模保育事業（52施設）	: 4,419,030円×2月= 8,838,060円
事業所内保育事業（11施設）	: 1,567,480円×2月= 3,134,960円

全184施設 合計76,361,840円

※上記費用は、国規定の算定方法にて算出

4 令和3年度事業費 76,362千円

（財源：国庫 保育士等処遇改善臨時特例交付金 補助率：10/10）

2月補正予算案に計上するが、補正予算可決前は、事前流用にて対応する

	事業	節	細節	金額（千円）
流用元	私立保育所等助成事業 特定教育・保育施設運営事業	扶助費	扶助費	△76,362
流用先	私立保育所等助成事業 私立保育所等入所児童処遇向上費助成事業	負担金補助 及び交付金	補助金	76,362